

# 法定相続情報証明制度とは？

新篠津村にお住まいのあなたの相続手続を応援します！

## 法定相続情報証明制度

法務局で本制度を利用すると、各種手続時に戸籍謄本等の束を複数取得したり、何度も提出したりする必要がなく、非常に便利です。



### 主な利用可能手続

- ・相続登記【法務局】
- ・相続放棄申述等【家庭裁判所】
- ・預貯金の払戻し【金融機関】
- ・自動車移転登録申請【運輸局】
- ・相続税の申告【税務署】
- ・特許権移転登録申請【特許庁】
- ・年金等手続【日本年金機構】
- ・株式等名義変更【証券会社】
- ・死亡保険金の請求等【生命損害保険会社】

※手続の必要書類及び作成要件については、必ず各機関にご確認ください。

本制度を利用するためには・・・

市区町村の窓口で戸籍  
謄本等を収集(裏面参照)

法定相続情報一覧図  
と申出書を作成

法務局に申出※

※申出をすることができるのは、次の地を管轄する登記所のいずれかです。

- ・被相続人の本籍地
- ・被相続人の最後の住所地
- ・申出人の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

### お問合せ先

江別市元町34番地1

札幌法務局江別出張所

011-382-2132

詳しくはこちらで確認  
できます。(法務  
局ホームページに  
つながります。)



・具体的な手続についてはこちら

○お問合せ先 [札幌法務局江別出張所](#)

☎ 011-382-2132